

第21条 発注者は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分に相応する賃貸料を賃貸人に支払わなければならない。

2 受注者及び賃貸人は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。

(受注者及び賃貸人の催告による解約権)

第22条 受注者及び賃貸人は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者及び賃貸人の催告による解約権)

第23条 受注者及び賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(1) 貸貸借の申立て期間が全体の3分の1以上に達するとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務の履行が不可能になったとき。

(受注者又は賃貸人の責めに帰すべき理由による場合の解約権)

第24条 前2条に定める場合が受注者又は賃貸人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者及び賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができる。

(賃貸の約款)

第25条 受注者又は賃貸人は、第18条第10号から第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除する旨を明け渡すに、賃借金として、契約額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が常に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額に同額に規定する賃借金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賃借を請求することを妨げるものではない。

(賃借金等の領收)

第26条 受注者又は賃貸人がこの契約に基づく賃借金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければ、発注者は、その支払がない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金支払いまでの日数に応じ財務大臣が定める割合を乗じて得た額の利息を付した額と発注者の支払べき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは自歛する。

2 前項の規定する場合には、発注者は、受注者又は賃貸人から連延日数につき財務大臣が定めた割合を乗じて得た額の連延利息を徴収する。

(発注者の損害賠償請求)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受注者又は賃貸人の責めに帰すべき理由により納期内に物品を納入できないとき。

(2) 第18条各号又は第19条各号に定める理由があるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、受注者又は賃貸人が債務の本旨に従った履行をしないとき。

(受注者及び賃貸人の損害賠償請求)

第28条 受注者及び賃貸人は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前項に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(3) 発注者が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたとき。

2 前項の場合において、賃貸人が第13条に定める保険料等に基づいて保険金を受取った場合は、その保険金額を限度として発注者はその責を免ざるものとする。

(物件の撤去)

第30条 賃貸人は、賃借期間が満了したときは、速やかに物件を撤去するものとする。

(契約の費用)

第31条 この契約の総額に要する費用は、受注者又は賃貸人の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第32条 この契約において書面により行わなければならないこととされている報告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解説は、法令等に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して行うことができる。ただし、その方法は書面の交付に準じるものでなければならない。

(協議事項等)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義が生じたときは、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則第1条の規定により例によることとされる秦野市伊勢原市規則(昭和39年秦野市規則第23号)に基づくほか、発注者、受注者及び賃貸人と協議して決定するものとする。

個人情報保護に関する特記事項

(秘密等の保持)

第1条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、関係法令に従うほか、発注者の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者及び賃貸人は、個人情報の処理を自ら行い、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の適正な管理等)

第4条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務を処理するため取り扱う個人情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な処置をとらなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第5条 受注者及び賃貸人は、使用する個人情報をこの契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務を処理するため取り扱う個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(返還義務)

第7条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報(前条ただし書の規定により複写し、又は複製したものも含む。)を業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

(廃棄等)

第8条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報を業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 受注者及び賃貸人は、この契約による業務を処理するため取り扱う個人情報の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受注者及び賃貸人が業務の執行に当たり取り扱う個人情報の状況について、隨時に調査をすることができます。

(勧告)

第11条 発注者は、受注者及び賃貸人の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

(その他)

第12条 この特記事項に定めのない事項については、受注者及び賃貸人は、発注者の指示に従うものとする。